

特別簡易型総合評価方式による競争入札の手引き

(総合評価方式の仕組みと技術提案資料作成時の留意点)

令和 7 年 4 月

周防大島町 財務課契約監理班

1. 総合評価方式について

より安全で品質の高い社会資本整備を進めていくために、従来の「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」に転換することを目指し、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が平成17年4月に施行されました。

本町では、この品確法の趣旨に基づき、技術的な工夫の余地の小さい一般的な工事について、入札価格や工事成績等の技術的な要素を総合的に評価し落札者を決定する「特別簡易型総合評価方式による競争入札」を実施いたします。

2. 特別簡易型総合評価競争入札の手続きについて

特別簡易型を適用する工事においては、技術的な工夫の余地が小さいことから技術提案の範囲が限定されるため、発注者が示す標準的な仕様に基づく適切な施工がより重要となります。

そのため、企業が保有する施工実績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価することにより、企業が発注者の指示する仕様に基づき、適切かつ確実に工事を遂行する能力を有しているかを確認し落札者を決定します。

以上のことから、総合評価競争入札の場合は入札者の当該工事の品質確保に対する技術的能力を評価するための資料（技術提案資料）を作成し提出していただく必要があります。

（１）技術提案資料の作成及び提出

総合評価方式による場合は、入札公告や指名通知の際に、その旨を明記しますので技術評価に必要な資料（技術提案資料）を作成し、入札書と同時に提出をお願いします。

なお、技術提案資料が提出されない場合は、入札書は無効といたします。

また、具体的に記載する評価項目の内容は後段に記載しています。

（２）評価の方法

次の手順に従い評価を行います。

①加算点の算出技術審査資料の審査結果をもとに、入札参加者の加算点を算出します。

加算点は次の式により、評価項目ごとに当該評価項目の得点合計を当該評価項目の配点合計で除して得た数に当該評価項目の換算値を乗じて得た数の総和により求めます。

$$\text{加算点} = \sum \left(\frac{\text{各評価項目の得点合計}}{\text{各評価項目の配点合計（満点）}} \times \text{各項目の換算点} \right)$$

②履行確実点

入札価格が、調査基準価格（周防大島町低入札価格に関する事務取扱規程（平成23年1点月20日訓令第1号）第3条第1号）未満の場合は0点とし、調査基準価格以上で予定価格の範囲内の場合は5点とします。

③技術評価点の算出

①の加算点及び②の履行確実点に標準点（100点）を加えて技術評価点を求めます。

④評価値を次式により算出します。

評価値＝（技術評価点／入札価格）×1,000,000

※入札価格が調査基準価格未満の場合は、調査基準価格とします。

(3) 落札候補者の決定

町指名審査会で審議し、入札価格が予定価格の範囲内であり評価値の最も高い者を落札候補者と決定します。なお、評価例は下表のとおりです。

価 格 以 外 の 項 目				A 社	B 社	C 社	D 社
評 価 項 目			配点				
(1) 企業の 技術力	①企業の技術力	過去8年間の同種工事 の施工実績の有無	2	2	2	0	2
		過去3年間の工事成績 評点の平均点（過去3 年間に成績点がない場 合は過去5年間）	2	2	1	1	2
		I S O 認証の取得状況	1	1	1	0	0.5
		項 目 計	5	5	4	1	4.5
		換 算 点	4	4	3.2	0.8	3.6
	②配置技術者の技 術力	主任（監理）技術者の 保有する資格	2	2	0	1	2
		過去8年間の主任（監 理）技術者の施工経験 の有無	2	2	1	2	0
		項 目 計	4	4	1	3	2
		換 算 点	4	4	1	3	2
	(2) 企業の 地域精 通度・ 地域貢 献度	①地域精通度	営業拠点の所在地	2	2	2	0
②地域貢献度		過去5年間の応急対策 活動実績	1	1	1	0	1
		過去1年間の地域活動 実績	1	1	1	1	1
		項 目 計	4	4	4	1	3
		換 算 点	2	2	2	0.5	1.5
加算点（換算点計）（A）			10	10	6.2	4.3	7.1
標 準 点（B）			100	100	100	100	100
履行確実点（C）				0	5	5	0
技術評価点（D=A+B+C）			110	110	111.2	109.3	107.1
入札書記載価格（千円）（E）				35,000	35,500	36,000	34,000
調査基準価格（千円）				35,500			
評価値（F=D／E＊1,000,000）				3.09859	3.13239	3.03611	3.0169

評価値順位		2	1	3	4
落札者			○		

3. 技術提案資料の作成について

(1) 評価項目及び評価基準

技術提案資料の作成については原則として下記表の項目を対象とします。

評価において不適切であり、欠格となった項目がある場合は、失格として処理します。

評価項目		評価基準	配点	換算点
企業の技術的能力	過去8年間の同種工事の施工実績	同種工事の施工実績あり	2	4
		同種工事の施工実績なし	0	
	過去3年間の工事成績評点の平均点 (過去3年間に成績点がない場合は過去5年間)	80点以上	2	
		75点以上 80点未満	1.5	
		70点以上 75点未満	1	
		65点以上 70点未満	0.5	
		65点未満又は実績なし	0	
	ISO認証の取得状況	ISO9001 及び ISO14001 を取得	1	
		ISO9001 又は ISO14001 を取得	0.5	
		どちらも取得していない	0	
配置技術者の技術的能力	主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士又は技術士と同等の資格	2	4
		2級土木施工管理技士と同等の資格	1	
		上記以外	0	
	過去8年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	県・市町発注工事で実績あり	2	
		その他の公共発注機関で実績あり	1	
		同種工事の施工実績なし	0	
地域精進度	営業拠点の所在地	周防大島町内に本店あり	2	2
		周防大島町内に支店、営業所あり	1	
		周防大島町内に本店、支店、営業所なし	0	

地域貢献度	過去5年間の応急対策活動実績	応急対策活動実績あり	1	
		応急対策活動実績なし	0	
	過去1年間の地域活動実績	地域活動実績あり	1	
		地域活動実績なし	0	
合 計				10

作成上の留意事項等

項目ごとの留意事項は以下のとおりです。

①企業の技術的能力

項 目	留 意 事 項	様 式
過去8年間の同種工事の施工実績の有無 (注1)	a 評価対象を「平成29年4月1日から入札通知又は公告日までに完成し引き渡し完了した工事の実績」としているため、定められた同種工事の実績について記載すること。 b 発注者が周防大島町以外の場合は、同種工事に係る建設工事発注証明書を添付すること。添付できない場合は、請負契約書の写し及び当該工事の受注形態、工事概要が確認できる資料を添付すること。ただし、「CORINS」に登録し、その内容が確実に判断できる場合は竣工登録工事カルテの受領書及び工事カルテの写し若しくは竣工登録の登録内容確認書の写しを提出することで替えることができる。 c 共同企業体により施工した工事については出資比率20%以上の場合にのみ施工実績として認めるため協定書の写しを添付すること。ただし、「コリンズ」に登録し、共同企業体の構成員、出資比率が確認できる場合は、コリンズの写しを添付することで替えることができる。 d 共同企業体の場合は全体の請負額を記載すること。 e 受注形態は、単体又は〇〇・□□JV（出資比率〇〇%）と記載すること。 f 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。 g 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。	2-3

過去3年間の 工事成績評点 の平均点（過 去3年間に成 績点がない場 合は過去5年 間）	a 各企業の令和4年度から令和6年度までの過去3年間に竣工し検査を受けた周防大島町発注の工事の工事成績評点の平均点により評価する。ただし建築関係工事、維持管理業務として発注したもの及び5百万円未満の工事を除く。また災害応急（一部応急、仮応急）工事として発注したものは、対象としない。なお平均点は業種全体を対象とする。 b 平均点は町の保有する工事成績評定に係る資料により算定して評価するので資料提出の必要はない。 c 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体における代表者を持って評価する。 d 対象とする期間に工事成績評点を有しない企業については、65点未満の取扱とする。	—
I S O9001 I S O14001 の取得状況	a 認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。なお、登録証に建設工事の種類が明示されていない場合は、取得時に作成された品質マニュアルの適合範囲のページの写しを添付すること。また、外国語標記の場合は、日本語訳を添付すること。	2－4

②配置技術者の技術力について

項 目	留 意 事 項	様 式
主任（監理）技術者の保有する資格	a 主任（監理）技術者として配置する技術者の保有資格について評価する。 b 配置予定技術者の保有資格について、一級国家資格（例：土木施工管理技士、建設機械施工技士等）並びに本工事の入札参加資格で定めた建設業の許可業種において監理技術者となりうる「技術士」及び「建設業法第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者」の場合に評価する。 また、若手技術者※1を専任で配置する場合は、二級国家資格（土木施工管理技士、建設機械施行技士等）の保有により前記と同様に評価する。評価対象の資格を有する場合は、保有する資格を記入し、当該資格証明書等（若手技術者にあつては年齢が確認できるものであること）の写しを添付すること。 c 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（裏面を含む）の写しを添付すること d 主任技術者にあつては、国家資格又は実務経験が確認出来る書類の写し、雇用関係が確認できるものを添付すること。 e 配置技術者を特定できない場合で、複数の候補者（3人を限度とする。）を記載した場合は、も資格の低い者をもって評価する。 f 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者の監理技術者のみを対象とする。 ※1「若手技術者」とは、入札通知日又は公告日時時点で満35歳未満である技術者をいう。	2－5

過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事の施工経験の有無（注2）	a 評価対象を、「令和29年4月1日から入札通知日又は公告日までに完成し、引渡し完了した同種工事の経験の有無」としているため、該当する工事について記載すること。 b 配置技術者が従事した工事内容が確認できる資料を添付すること。添付の方法については「過去8年間の同種工事の施工実績」調書によること。また、同種工事の経験として記載した工事の工期に対して、従事期間が短い場合は、同種工事の経験を有している事が確認できる資料（従事期間を示す資料及び 終工程表）を添付すること。なお、特段の指示がない場合は、提出された資料により施工経験として記載した工事における同種工事の期間（同種工事で規模を定めている場合は、施工経験として記載した工事での同種工事の全数量を行うための期間とする。）の半分を超える期間従事した経験を有していると確認できる場合に評価する。 c 共同企業体で施工した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わない。なお、共同企業体の実績は、出資比率20%以上のものを対象とする。 d 配置技術者の候補者を複数名とした場合は、すべての候補者について資料を提出し、すべての候補者が同種工事の施工経験を有する場合に評価する。 e 共同企業体を対象として発注する工事においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者の監理技術者のみを対象とする。
----------------------------------	--

③企業の地域精進度・地域貢献度

項目	留意事項	様式
地域精進度	a 周防大島町内に建設業法第3条第1項の営業所うち主たる営業所（以下「本店」という。）、又は工場を有している場合に評価する。	2-6
過去5年間の応急対策活動実績	a 過去5年間（5年前の日の属する年度の4月1日から入札通知又は公告日までの間）において、次のイ）からハ）までのいずれかの実績について評価する。 イ）「大規模災害における応急対策業務に関する協定書」に基づく活動実績。 ロ）国土交通省、山口県又は周防大島町が所管する周防大島町内の公共施設の各施設管理者（指定管理者を除く。）からの要請に基づき行った、災害応急対策工事の実績。 ハ）周防大島町地先海域での国、県、市町又は漁業協同組合からの要請に基づき行った船舶を利用した災害応急対策・海難救助・油濁防止対策等の活動又は周防大島町内の公共施設での各施設管理者（指定管理者を除く。）からの要請に基づき行った異常天然現象に伴う船舶を利用した公共施設の点検・作業（施工中の工事現場に係るものは除く。）のいずれかの活動実績。 b 上記活動実績に関する必要書類を記載するとともに、記載した活動実績が確認できる資料として、契約書の写し又は要請文書及び実績証明書等の実績のわかる書類を添付すること。	2-7

	なお、上記ハ)の漁業協同組合からの要請による場合は、活動にあたって施設管理者又は海上保安署に提出した「許可申請書」等の写しをあわせて添付すること。 c 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	
過去1年間の地域活動実績	a 過去1年間（1年前の日の属する年度の4月1日から入札通知又は公告日までの間）の、周防大島町内における企業としての道路清掃、河川清掃等のボランティア活動について、公的機関の協定書や、公的機関からの感謝状等、当該地域活動の内容を客観的に評価できるものの提出により評価する。個人としての活動は評価しない。 なお、ここでいう公共施設とは、国、山口県、周防大島町が管理する道路、河川、港湾、公園、学校等の施設（法定外公共施設は除く。）とする。 b 上記活動実績に関する必要事項を記載するとともに、記載した活動内容が確認できる資料として、公的機関、ボランティア活動の主催者又は地元自治会等からの感謝状や活動を証明する書類等、第三者が当該地域活動（内容、実施日、対象施設）を証明する資料を添付すること。 c 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	2－8 －1 2－8 －2

※なお、上記表中、「(注1及び注2)同種工事」については、工事ごとに定めますので注意してください。

4. 技術資料の提出方法について

技術提案資料提出一覧表及び技術提案資料として提出を求められているものをあわせて提出すること。その際、技術提案資料等は内封筒と一緒に外封筒に入れて提出してください。外封筒の規格の指定はありません。なお、提出を求められているにもかかわらず該当する資料が提出されないものは評価しません。

5. その他留意事項について

地方自治法施行令においては、価格競争の場合は低入札価格調査と低制限価格のいずれも採用が可能です。総合評価方式の適用対象工事については、当該方式の性質上、低入札価格調査のみが認められていることから、総合評価方式による競争入札の場合は、低入札価格調査の対象工事となります。